

i n f o r m a t i o n 情 報 館 i n f o r m a t i o n



住民票の写し等の申請、転入・転出等の届け出および戸籍の届け出の際の本人確認が義務化

第三者が本人になりすますなど不正な手段による届け出を防止し、住民基本台帳の正確性を確保するため本人確認が義務化されました。運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等をお持ちください。詳細は市ホームページ（「市民課窓口」で検索）でご案内しています。

対象者	助成割合
①世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者が高齢福祉年金受給者の方	(※1) サービス利用料の1/2
②世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円以下の方	サービス利用料の1/2
③世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円を超える方	サービス利用料の1/3
④平成17年度税制改正の影響(※2)で、市区町村民税が課税となる世帯に属する方	サービス利用料の1/4

(※1) 保険給付の対象となるサービス（施設サービス利用時の食費、居住費は除く）の1割自己負担額。ただし、高額介護サービス費の給付がある場合は、その給

【情報館】●特記事項のないものは10月1日(水)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

付額をサービス利用料から控除した額をサービス利用料とします。(※2) 平成17年度税制改正(高齢者の市区町村民税非課税措置の廃止)により、サービス利用者やその同一世帯の方全員の各々の年間の合計所得等が変わらないのに、市区町村民税が非課税から課税となる状況がいます。

【注意事項】▼表の④は、平成18・19年度の2年間のみの経過措置で、平成18年7月～20年6月利用分が対象▼申請できるのは、サービスの利用料を支払った日から2年以内

申請に必要なもの 助成金の振込先がわかるもの(初回のみ)、介護保険サービス利用料の領収書、印鑑

◎ゆうちょ銀行は振込先にできません。なお、保険料滞納の場合は助成を受けられません。

申請・問い合わせ 市役所1階介護保険課(☎2998-9420・FAX2998-9410)

地上デジタル放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い替える②地上デジタルチューナーを買い足す③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する。以上の3つの方法があります。①、②についてはUHFアンテナが必要です。

【デジタル放送の問い合わせ先】◆総務省地デジコールセンター(地上デジタル放送)：☎0570-070101(ナビダイヤル)、または☎03-4334-1111

1へ(午前9時～午後9時/土日曜日、祝日は午後6時まで) ◆BSデジタル放送お問い合わせセンター(BSデジタル放送)：☎0570-012011(ナビダイヤル)、または☎045-345-4080(午前9時～午後9時/土日曜日、祝日は午後6時まで)

◎社団法人放送推進協会ホームページ(<http://www.dpa.or.jp>)でもご案内しています。なお、パンフレットは市役所5階生活環境課各出張所にあります。

お問い合わせ 生活環境課(☎2998-93370・FAX2998-9165)

ミャンマー・サイクロン災害救援金 中国大地震救援金への協力 ありがとうございます

市では、7月10日まで市役所1階に救援金箱を設置し、皆さんのご協力をお願いしてまいりました。おかげをもちまして、ミャンマー・サイクロン災害救援金に160,859円、中国大地震救援金に550,190円の浄財が寄せられ、お預かりした救援金は、日本赤十字社に送金しました。皆さんのご厚情に深く感謝申し上げます。

お問い合わせ 福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147)

介護予防支援のための「基本チェックリスト」の送付

今までは基本健康診査と同時実施していた生活機能評価は、今年度から単独で実施します。日常生活機能の状況を把握し、介護予防支援につなげるための「基本チェックリスト」を送付します。必要事項を記入して同封の返信用封筒に入れて返信してください。

には10月15日(水)に、10月生まれの方には11月14日(金)に発送) お問い合わせ 保健センター成人保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)

【改正最低賃金法】が施行 賃金の低い労働者の労働条件を支え、就業形態の多様化等の変化に対応するため「改正最低賃金法」が次のとおり施行されました。

◎詳細はお問い合わせください。 お問い合わせ 埼玉労働局(☎048-600-6205・FAX048-600-6225)

10月は「労働保険適用促進月間」 労働保険は「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管掌している保険制度です。

指定給水装置工事業者の指定 (株)MSフィールド(さいたま市西区指扇領別所366-7 ☎048-621-3535)

▼(有)善光設備(入間郡三芳町北永井884-15 ☎048-258-9101)

お問い合わせ 水道部給水課(☎2921-1082・FAX2921-1094)

下水道排水設備指定工事店の指定等 指定 (株)MSフィールド(さいたま市西区指扇領別所366-7 ☎048-621-3535)

秋季古着・古布および陶磁器回収の日程

古着は透明袋に入れて、再使用できるものは「再使用」と記入してください。陶磁器(セトモノに限る)は透明袋に入れてください。ガラス類や木製物は回収しません。

実施日	回収のみ	回収・もったいない市開催
10月19日(日)	市役所本庁舎、富岡公民館、保健センター、松郷中央会館、北中小学校正門、宮前小学校体育館前、岩崎上町自治会館	旧市庁舎1階ホール、新所沢公民館、柳瀬公民館、吾妻公民館
10月26日(日)	旭町公民館、生涯学習センター、花園会館、若松小学校体育館前、上安松西集会所、安松小学校体育館前、東所沢小学校給食室前、小手指公民館分館、狭山ヶ丘区画整理事務所	新所沢東公民館、中富南コミュニティセンター、北秋津小学校体育館、所沢コーポラス管理組合会館、山口公民館
11月16日(日)	所沢小学校体育館前、向陽中学校体育館前、市役所本庁舎、柳瀬保育園、椿峰コミュニティ会館本館、狭山ヶ丘コミュニティセンター、大鐘公民館、町谷自治会館	松井公民館、松が丘中央会館
11月30日(日)	西所沢会館、明峰小学校体育館前、新所沢公民館、新所沢東公民館、富岡公民館、市民武道館、安松会館、柳瀬公民館、小手指公民館、山口公民館	並木公民館、南小学校体育館、三ヶ島公民館

実施時間：午前9時から午後3時まで ◎東所沢エコステーションでも受け入れしています。詳細はお問い合わせください。 お問い合わせ 廃棄物対策課(☎2998-9146・FAX2998-9394)

店名・所在地変更 (株)サンアド バンス(上尾市平方領々家587-10 ☎048-782-0411/旧店名：(株)中山組) お問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9213・FAX2998-9408)

市税の夜間・休日納税窓口 と き ▼夜間：10月1日(水)、29日(水)31日(金)、11月4日(火)いずれも午後5時～8時 ▼休日：10月26日(日)/午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等 お問い合わせ 収税課(☎2998-9061)

国民健康保険税の夜間納税窓口 と き 10月30日(木)・31日(金)いずれも午後5時～8時

お問い合わせ 市役所1階国民年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)

国民健康保険証の1斉更新 新しい被保険者証(ピンク色のカード)を、対象世帯に9月に郵送しました。まだお手元に届いていない方は、ご連絡ください。

お問い合わせ 国民年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)